

京都大学創立百二十五周年記念事業委員会要項等新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>京都大学創立百二十五周年記念事業委員会要項 (平成25年12月10日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 総長 (2) 理事 (非常勤の理事を除く。) (3) 総長が指名する副理事 (4) 副学長 (第2号に掲げる者を除く。) (5) 研究科長 (6) 附置研究所の長 (7) 医学部附属病院長 (8) 放射線生物研究センター長、生態学研究センター長、フィールド科学教育研究センター長、こころの未来研究センター長及び野生動物研究センター長のうちから総長が指名するもの 1名 (9) 国際高等教育院長、環境安全保健機構長、情報環境機構長、図書館機構長、産官学連携本部長及び国際戦略本部長 (10) <u>物質—細胞統合システム拠点長及び高等研究院長</u> (11) その他部局長のうちから総長が指名するもの 1名 (12) 総長が指名する事務本部の部長</p> <p>(後 略)</p>	<p>第2</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(6)</p> <p>(7)</p> <p>(8)</p> <p>(9)</p> <p>(10) 高等研究院長</p> <p>(11)</p> <p>(12)</p> <p style="margin-left: 100px;">(同 左)</p> <p style="margin-left: 100px;">(同 左)</p>
<p>京都大学降任等審査委員会要項 (平成24年3月28日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 人事制度検討会の委員 3名 (2) 総務部<u>法務・コンプライアンス課</u>専門業務職員 (法務・コンプライアンス担当) 1名 (3) その他審議事案ごとに委員長が必要と認める者 若干名</p> <p>2 前項各号の委員は、総長が委嘱する。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第3条</p> <p>(1)</p> <p>(2) 総務部<u>法務室</u>専門業務職員 (法務・コンプライアンス担当) 1名</p> <p>(3)</p> <p>2</p> <p style="margin-left: 100px;">(同 左)</p> <p style="margin-left: 100px;">(同 左)</p>
<p>京都大学教務事務電算管理運営委員会要項 (平成元年1月25日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第6 委員会に関する事務は、<u>企画・情報部情報推</u></p>	<p>第6 委員会に関する事務は、<u>教育推進・学生支援</u></p>

改 正 前	改 正 後						
<p>進課において処理する。 (後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学研究連携基盤要項 (平成27年3月25日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>別表</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td>(略)</td></tr> <tr><td>こころの未来研究センター</td></tr> <tr><td>物質—細胞統合システム拠点</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">京都大学監査室要項 (平成25年3月27日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3 監査室に室長、副室長及び室員を置く。 2 室長は、法務・コンプライアンス担当の副学長をもって充てる。 3 室長は、監査室の室務を総括する。 4 副室長は、<u>総務部法務・コンプライアンス課長</u>をもって充てる。 5 副室長は、室長の職務を助け、監査室の室務を整理する。 6 室員は、<u>総務部法務・コンプライアンス課の職員のうちから室長が指名する者</u>をもって充てる。 7 前項に定めるもののほか、第2に定める業務を行うに際し室長が必要と認めるときは、事務本部の職員のうちから室員を委嘱することができる。 8 室員は、室長の命を受け、監査室の室務に従事する。 (後 略)</p> <p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学内部監査規程 (平成17年6月14日総長裁定)</p> <p>(前 略) (監査の実施)</p> <p>第3条 監査は、監査室が実施する。 2 監査は、原則として、実地監査により行う。ただし、状況によっては、監査を受ける部局等（各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。）第3章第7節から第12節に定める施設等をいう。）</p>	(略)	こころの未来研究センター	物質—細胞統合システム拠点	<p><u>部教務企画課</u>において処理する。</p> <p>別表</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td>(同 左)</td></tr> <tr><td>こころの未来研究センター</td></tr> <tr><td>高等研究院物質—細胞統合システム拠点</td></tr> </table> <p>第3 } 2 } (同 左) 3 } 4 副室長は、<u>監査担当事務室長</u>をもって充てる。 5 (同 左) 6 室員は、<u>監査担当事務室の職員</u>をもって充てる。 7 } 8 } (同 左)</p> <p>(監査の実施) 第3条 (同 左) 2 監査は、原則として、実地監査により行う。ただし、状況によっては、監査を受ける部局等（各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。）第3章第7節から第12節までに定める施設等をい</p>	(同 左)	こころの未来研究センター	高等研究院物質—細胞統合システム拠点
(略)							
こころの未来研究センター							
物質—細胞統合システム拠点							
(同 左)							
こころの未来研究センター							
高等研究院物質—細胞統合システム拠点							

改正前	改正後
<p>をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。)、<u>事務本部の各部</u>及び各共通事務部をいう。以下「監査の対象部局」という。)から書類等を取り寄せ、書面審査により行うことができる。 (後略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学公印規程 (平成17年6月9日総長裁定)</p> <p>(前略) (公印の作成等)</p> <p>第3条 公印の作成、改刻又は廃止は、次条から第6条までの規定により、次に掲げる公印の区分に応じ、当該各号に掲げる者(以下「公印制定者」という。)が行うものとする。</p> <p>(1) 国立大学法人京都大学及び京都大学の印、総長、学長、理事及び監事の印 総務部総務課長 (2) 副学長の印 教育推進・学生支援部学生課長 (3) 事務本部の所掌に係る公印 当該部長が指定する課長 (4) 別表の種類欄に掲げる公印のうち前3号に掲げる公印以外の公印 当該公印を作成、改刻又は廃止する共通事務部の事務部長又は部局の事務部長若しくは事務長</p> <p>2 (略) (後略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学の名義並びに京都大学マーク、エンブレム、ロゴタイプ及びスクールカラーに関する規程 (平成21年10月20日総長裁定)</p> <p>(前略) (事務)</p> <p>第15条 本学の名義等の使用に関する事務は、<u>企画・情報部広報課</u>において処理する。 (後略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学事務委任等規程 (昭和45年10月31日総長裁定)</p> <p>(前略)</p> <p>第3条 総長は、各部局及び事務本部の各部の長に、旅行命令又は旅行依頼に関する権限のうち、それぞれ当該部局又は<u>事務本部の各部</u>の教職員等に対</p>	<p>う。)をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。)、<u>事務本部</u>及び各共通事務部をいう。以下「監査の対象部局」という。)から書類等を取り寄せ、書面審査により行うことができる。</p> <p style="text-align: center;">京都大学公印規程 (平成17年6月9日総長裁定)</p> <p>(前略) (公印の作成等)</p> <p>第3条</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) 事務本部の所掌に係る公印 当該部長が指定する課長又は<u>監査担当事務室長</u></p> <p>(4) (同左)</p> <p>2</p> <p style="text-align: center;">京都大学の名義並びに京都大学マーク、エンブレム、ロゴタイプ及びスクールカラーに関する規程 (平成21年10月20日総長裁定)</p> <p>(前略) (事務)</p> <p>第15条 本学の名義等の使用に関する事務は、<u>総務部広報課</u>において処理する。</p> <p>第3条 総長は、各部局並びに<u>事務本部の各部及び監査担当事務室</u>(以下「事務本部の各組織」という。)の長に、旅行命令又は旅行依頼に関する権限</p>

改正前	改正後
<p>し旅行命令を発し、及び当該部局又は<u>事務本部の各部</u>の教職員等以外の者に対し当該部局又は<u>事務本部の各部</u>の用務に係る旅行依頼を発する権限を委任する。</p> <p>(中 略)</p> <p><u>第9条の3</u> 総長は、物質—細胞統合システム拠点において外国に所在する研究機関に所属する研究者を招へいして雇用する場合において、当該研究者との間で<u>宿舎その他当該雇用期間における住居に係る条件について契約を締結する必要があるときは、当該契約の締結に関する事務を物質—細胞統合システム拠点長に委任する。</u></p> <p><u>第9条の4</u> } (略)</p> <p><u>第9条の5</u> }</p> <p>(中 略)</p> <p>第12条 第3条及び第4条第1項の規定により委任を受けた各部局、各学系等又は<u>事務本部の各部</u>の長並びに第4条第2項の規定により当該事務を専決することとされた各部局又は各学系等の長は、その事務を、部局又は<u>事務本部の各部</u>にあっては当該部局又は<u>事務本部の各部</u>の職員に、学系等にあっては当該学系等の事務を処理する事務組織の職員に専決させることができる。この場合において、当該部局、学系等又は<u>事務本部の各部</u>の長は、その専決をさせる者及び範囲を定め、これを当該専決をさせる者に通知しなければならない。</p> <p>(後 略)</p>	<p>のうち、それぞれ当該部局又は<u>事務本部の各組織</u>の教職員等に対し旅行命令を発し、及び当該部局又は<u>事務本部の各組織</u>の教職員等以外の者に対し当該部局又は<u>事務本部の各組織</u>の用務に係る旅行依頼を発する権限を委任する。</p> <p><u>第9条の3</u> } (同 左)</p> <p><u>第9条の4</u> }</p> <p>第12条 第3条及び第4条第1項の規定により委任を受けた各部局、各学系等又は<u>事務本部の各組織</u>の長並びに第4条第2項の規定により当該事務を専決することとされた各部局又は各学系等の長は、その事務を、部局又は<u>事務本部の各組織</u>にあっては当該部局又は<u>事務本部の各組織</u>の職員に、学系等にあっては当該学系等の事務を処理する事務組織の職員に専決させることができる。この場合において、当該部局、学系等又は<u>事務本部の各組織</u>の長は、その専決をさせる者及び範囲を定め、これを当該専決をさせる者に通知しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>この要項は、平成29年4月1日から実施する。</p>